

19歳以上23歳未満の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたところです。これを踏まえ、被扶養者としての届出に係る者が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが次のように変わります。

1. 年間収入要件

年齢	配偶者（内縁を含む）	配偶者以外（子等）
19歳未満	年間収入 130万円未満	年間収入 130万円未満
19歳以上23歳未満		年間収入150万円未満 （学生に限らない）
23歳以上60歳未満		年間収入 130万円未満
60歳以上又は障害者	年間収入 180万円未満	年間収入 180万円未満

※「年間収入要件」以外の要件に変更はありません

2. 年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日（検認日）が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

3. 変更の時期

令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日以降に認定（検認）された者